

【草津市立保育所・幼保連携型認定こども園給食調理業務に係る公募型プロポーザルの実施に関する質問への回答について】

No	資料名称	項目等	該当頁	質問事項	回答
1	実施要領	8 参加申込の手続き (1)⑥ウ	5	【提出書類】について、⑥ウ．履行証明書とは何を指しますでしょうか。どのような証明書類をご提出すれば良いか詳しくご教示くださいませ。	既に受託された給食調理業務について、当該業務の委託契約書に定める業務を遂行できたことが示せる資料の添付をお願いいたします。（業務完了届書に類する資料や委託料会計処理に関する書類等）
2	実施要領	8 参加申込の手続き (3)③イ	5	修繕費について、年度予算額500千円（100千円/年×5施設）とありますが、5施設のトータルが500千円/年という認識でしょうか。それとも1施設で100千円と考えてよろしいでしょうか。（100千円を超える園と超えない園が出ることを想定） また、年度途中で上限額を超えた場合は、1件100千円以下の修繕についても、以降の修繕は市のご負担という認識で宜しいでしょうか。	5施設の合計が500千円/年という認識で相違ありません。 年度途中で上限を超えた場合は、市の負担で修繕の実施を行います。 なお、市の負担による修繕の実施にあたっては、緊急性や必要性等を考慮した上で判断いたします。
3	仕様書	5 基本遵守事項 (1)	3	各種関係法令について、2026年12月施行される「こども性暴力防止法」につきまして、給食受託会社従業員もこの制度の対象者に該当するのかが教示ください。また、該当する場合、提出物等ございましたら併せてご教示ください。	こども性暴力防止法については、「支配性・継続性・閉鎖性」の3要件を満たす者が犯罪事実確認対象となっており、本業務に従事する従事者は調理業務に専念し、園児等と直接接触しない業務体制となっております。したがって国のガイドライン基準に基づき、3要件を満たさないため犯罪事実確認の対象外となり、業務従事者にかかる手続および書類提出は不要となります。しかしながら、就学前教育・保育施設の職員として、施設運営に関わるという点では、本法律を認識した上で、職務従事を徹底するよう、事業者での研修等や従事者教育をお願いいたします。
4	仕様書	6 委託業務内容 (1) エ	4	食材の発注業務について詳細ご教示ください。	幼児課作成の献立調理に必要な食材料を、幼児課が指定する食品業者に対して発注作業をお願いいたします。
5	仕様書	6. 委託業務内容 (1) ケ	4	現地見学の際、展示食を確認させて頂きましたが、各園によって現物掲示・写真掲示等様々でございました。写真掲示の場合は、カメラを貸与頂くまたは園様での掲示をお願いすることは可能でしょうか。	1食分の給食（おやつを含む）の現物展示および写真掲示について、仕様に記載しており、給食に関わる展示・掲示について対応可能な範囲で取組をお願いします。施設によって、対応内容が異なる点もあるため、カメラの貸与や掲示の役割分担等、今後決定した業務受託事業者と協議した上で、対応を検討します。

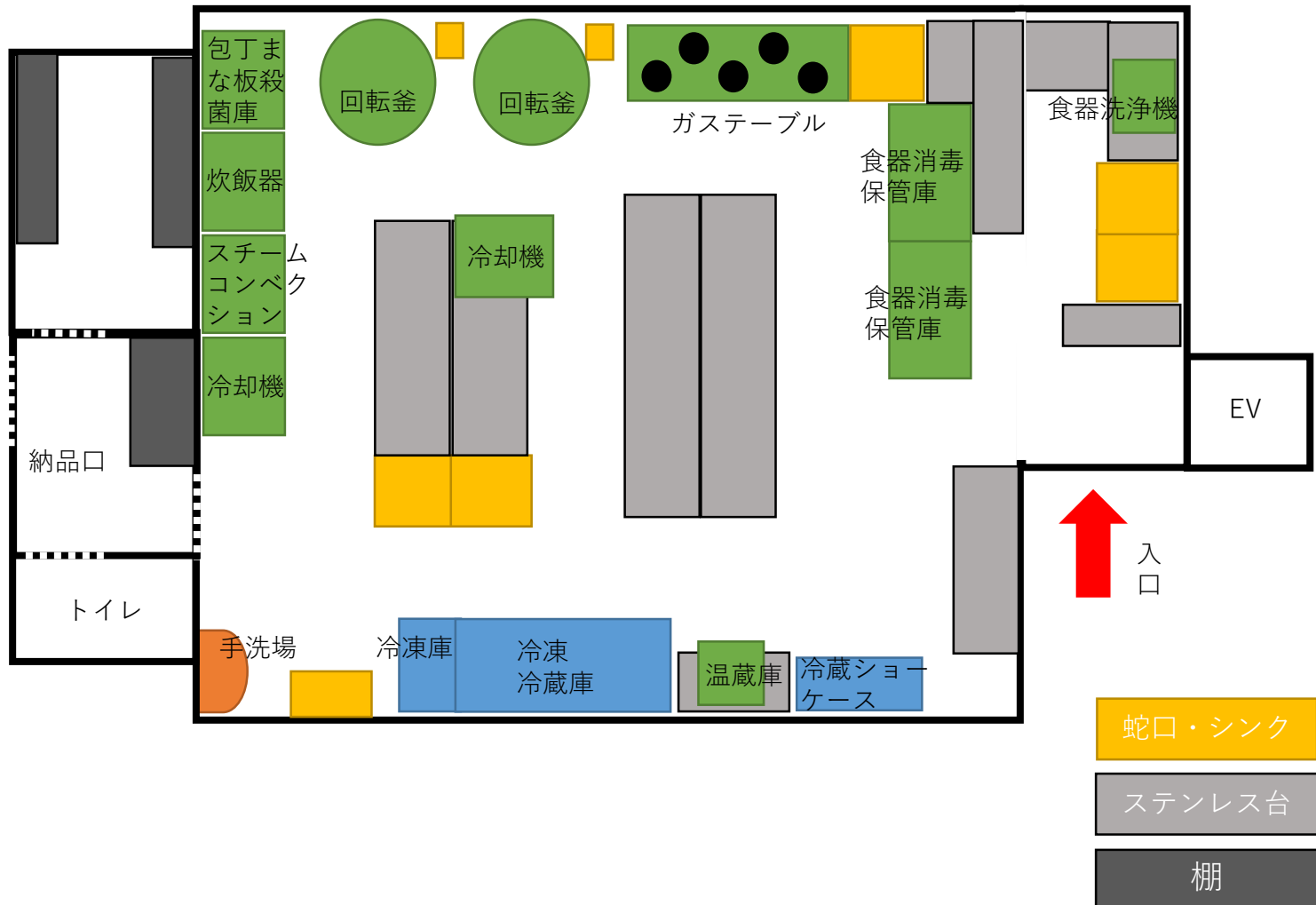
No	資料名称	項目等	該当頁	質問事項	回答
6	仕様書	6 委託業務内容 (1) サ	4	行事食・イベント食や施設が実施する食育会議等の頻度や参加者の指定等について詳細ご教示ください。	主に実施している内容は下記のとおりです。 施設内の食育会議や、市役所で行う食育推進会議(給食の内容を検討する等)には、基本的に業務主任の出席をお願いいたします。(6(1)ツ参照) ①食育集会 年1～3回程度/施設 施設内の遊戯室に集まり、こどもを対象とした食育の集会を実施しています。出汁の話聞いて出汁をとるところを実際に見て飲み比べを行ったり、給食ができるまでの話を聞いたり、季節の行事にあわせて調理の様子を実際に見る等の取組を行っています。 ②調理体験 年間15～17回程度/施設 こどもを対象に年齢に応じて、皮むきや食べ比べ、季節に応じた野菜を活用した調理体験を実施しています。その打合せや準備、食材の購入・保管、保存食の保存、片付け等も随時施設と相談の上取組を行っています。 ③食育会議 毎月1回/施設 毎月、施設内で食育会議を開催しており、食育のねらいやこどもの姿、クッキング等の食育の話、こどもの食具や給食内容等について話し合いを行っています。 ④食育推進会議<給食部会> 毎月、市役所で開催しており、主に給食献立について協議しています。 ⑤その他 適宜開催 施設の畑等で栽培した収穫物を給食の中で提供していただく等、日頃の活動からこどもが体験できる食育の取組を適宜実施しています。また、市役所等で開催する食育研修会(年1回程度)への参加もお願いいたします。(7(2)参照)
7	仕様書	6. 委託業務内容 (1) ツ	5	こどもの喫食状況の巡回とありますが、どの程度の巡回をご想定でしょうか。	仕様書に記載するとおり、1週間に1回程度の保育室の巡回を想定しています。
8	仕様書	6. 委託業務内容 (1) ト	5	各提出書類を紙面ではなく、データでのご提出等に変更のご相談は可能でしょうか。	仕様書には、データでの提出は給食喫食者人数表(様式5)と定めており、その他の書類は基本的に紙面での提出を想定しています。状況を判断しながら、データ提出について今後決定した業務受託事業者と協議していくことは可能と考えます。
9	仕様書	6 委託業務内容 (5) ウ	7	定期清掃が必要なトイレについて、全ての園様で受託会社専用のトイレがあり、そちらの清掃という認識で相異無いでしょうか。	草津中央おひさまこども園および矢橋ふたばこども園については、調理員専用のトイレがありますので、そちらの清掃をお願いいたします。その他の施設につきましては、専用のトイレはございませんので、トイレ掃除は不要です。

No	資料名称	項目等	該当頁	質問事項	回答
10	仕様書	6 委託業務内容 (6) エ	7	毎年、受託者負担の修繕費の平均額をご教示ください。	令和7年度の修繕費実績は約120千円(2施設合計)でした。年度により、修繕費の変動があることご理解ください。
11	仕様書	6. 委託業務内容 (6) ク	7	委託料の返納とはどのような場合をご想定でしょうか。	ここに記載する委託料の返納とは、修繕実績が委託料に含まれる修繕費の年度予算額(500千円)未満の場合の余剰金額の精算を指します。
12	仕様書	6. 委託業務内容 (6) キ・ク	7	仕様書6-(6)にある“キ”および“ク”について、修繕費の精算は年度末に纏めて行うものでしょうか。その場合、合計で500千円を超える修繕があった際も受託者が一時負担しておき、年度末の精算時に委託者から受託者に超過分が支払われるものでしょうか。また、“清算によって委託料の返納が生じる場合”とは、年間修繕費が500千円未満の場合、委託料減額の可能性がありますでしょうか。	修繕費の精算は年度末に纏めて行う予定です。基本的には、執行状況を確認しながら500千円を超えることがないように執行管理を行います。精算については、年間修繕費の年度予算額(500千円)未満の場合、精算によって委託料の返納が生じるため、質問事項の考えに相違ありません。
13	仕様書	7. 業務従事者等 (4)	8	各施設における職員配置について、有給取得等の観点から調理工程・または食数によって提供に支障の無い形で人数調整は可能でしょうか。	調理工程・食数による人数減の調整は認めていません。調理工程が丁寧に遂行されるよう、同項に記載する職員数以上の配置を必ずお願いします。

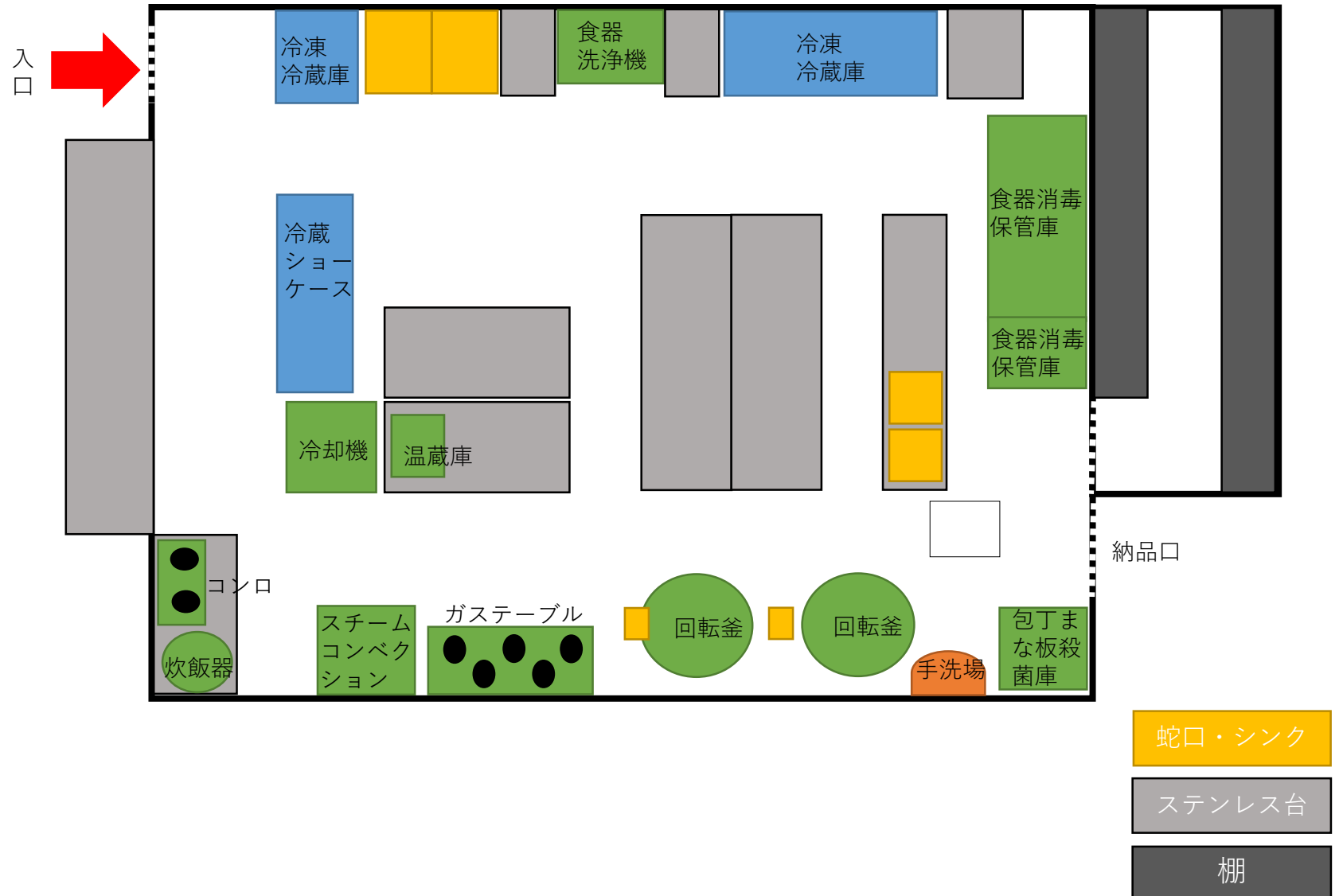
No	資料名称	項目等	該当頁	質問事項	回答
14	仕様書	8. 業務従事者の服務 (6)	10	駐車場の確保及び契約について、現在職員がお借りになっている駐車場をご紹介頂くことは可能でしょうか。また、その場合の月額金額をご教示くださいませ。	各施設の職員が使用する駐車場について、市で把握しているものではありません。仕様書に記載するとおり、駐車場の確保及び契約につきましては、従事者本人が責任を持って行っていただきますようお願いいたします。
15	仕様書	10. 契約 (6)	11	代行保証先は、受託会社と資本関係がある場合でも代行保証先として設定が可能かご教示ください。 その他、代行保証先の条件等ございましたら併せてご教示ください。	受託事業者との資本関係については問いません。受託事業者が業務の遂行が困難となった場合、受託事業者に代わって同様に事業の実施が確実に可能となる代行保証人を設定してください。
16	その他	—	—	年間契約金額と受託事業者についてご教示ください。	現在の受託事業者：一富士フードサービス株式会社京滋支社 年間契約金額：29,040,000円/年 (第四保育所・矢橋ふたばこども園2施設計)
17	その他	—	—	現在の従業員の配置人数についてご教示ください。 (例：社員 7:30～16:30 2名、パート 9:00～15:00 2名等)	参考として、市職員による令和6年度の勤務時の配置人数を下記に示します。 【草津中央おひさまこども園】 ■基本配置人数 5名 7:45～16:30もしくは8:00～16:45 4名(調理師、内1名主任調理師) 8:00～12:00 1名(調理補助 パート) 【草津第二保育所】 ■基本配置人数 4名 7:45～16:30もしくは8:00～16:45 3名(調理師、内1名主任調理師) 8:00～12:00 1名(調理師 パート) 【第三保育所】 ■基本配置人数 4名 7:45～16:30もしくは8:00～16:45 3名(調理師、内1名主任調理師) 8:00～12:00 1名(調理師 パート) 【第四保育所】 ■基本配置人数 3名 7:45～16:30もしくは8:00～16:45 2名(調理師、内1名主任調理師) 8:00～12:00 1名(調理師 パート) 【矢橋ふたばこども園】 ■基本配置人数 4名 7:45～16:30もしくは8:00～16:45 3名(調理師、内1名主任調理師) 8:00～12:00 1名(調理補助 パート)

No	資料名称	項目等	該当頁	質問事項	回答
18	その他	—	—	アレルギー児童の品目とその人数をご教示下さい。 (例：卵2名、乳5名等)	令和8年10月時点のアレルギー対応人数を下記に示します。 【草津中央おひさまこども園】 ■アレルギー対応 7名（うち卵5件、乳1件、小麦1件、落花生2件、ナッツ類2件、山芋1件） 【草津第二保育所】 ■アレルギー対応 7名（うち卵3件、乳2件、小麦1件、ソバ1件、落花生3件、ナッツ類3件、エビ1件、キウイ1件） 【第三保育所】 ■アレルギー対応 6名（うち卵4件、乳1件、落花生2件、大豆1件、ナッツ類3件、パイナップル1件） 【第四保育所】 ■アレルギー対応 2名（うち卵2件、ナッツ類1件） 【矢橋ふたばこども園】 ■アレルギー対応 6名（うち卵4件、ナッツ類2件） 令和9年度以降の人数等については、児童の入所状況により変動
19	その他	—	—	各園の厨房図面・厨房機器一覧をいただくことは可能でしょうか。	現地説明会で使用しました厨房の配置図(一部修正)を資料の最後に添付しておりますので、ご参考ください。
20	その他	—	—	離乳食対応について平均対応食数や離乳食の具体的な対応内容（調乳作業や保管方法について）現在の対応についてご教示ください。	令和8年4月時点の離乳食の対応人数・内容について記載します。 【草津中央おひさまこども園】 ■離乳食 6名（中期2名、後期1名、完了期3名） 【草津第二保育所】 ■離乳食 9名（ミルク3名、中期1名、完了期8名） 【第三保育所】 ■離乳食 6名（後期3名、完了期3名） 【第四保育所】 ■離乳食 6名（完了期6名） 【矢橋ふたばこども園】 ■離乳食 8名（中期1名、後期1名、完了期6名） 調乳作業につきましては、保育者が調乳室で行っておりますので、調理員の対応はございません。
21	その他	—	—	施設及び厨房備品の修繕や厨房内の事務使用コンセント等の設置について、委託開始までに対応のご相談をすることは可能でしょうか。	修繕や電気工事等につきましては、必要性を判断し、今後決定した業務受託事業者と協議した上で、対応を検討させていただきます。
【補足説明】			—	実施要領 8 参加申込の手続き(1)④ 財務諸表について	実施要領8(1)④について、補足で説明いたします。 財務諸表については、2年間分の提出をお願いいたします。

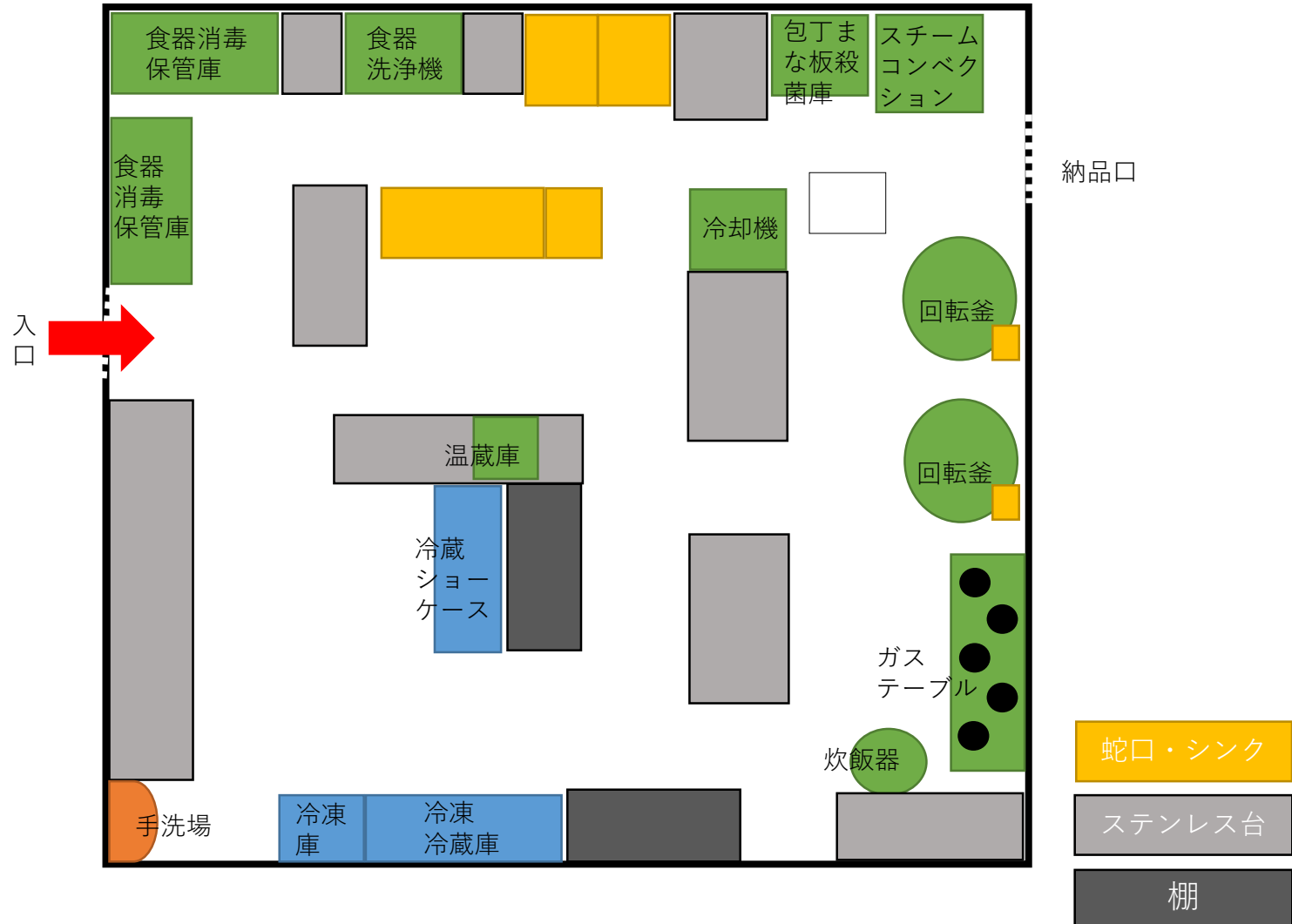
【草津中央おひさまこども園】



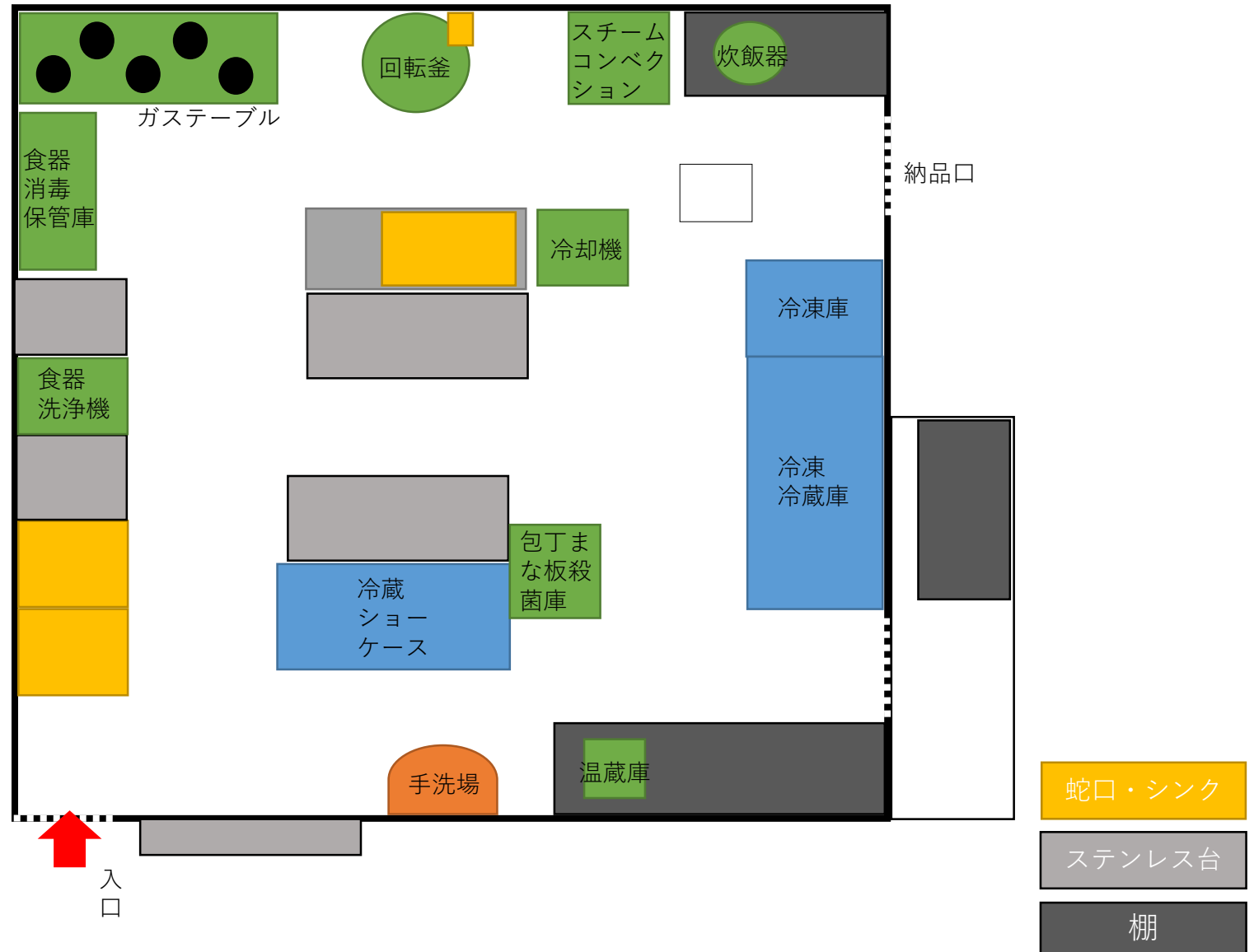
【草津第二保育所】



【第三保育所】



【第四保育所】



【矢橋ふたばこども園】

